環境政策	233
1. 2017 年度の環境関連政策に関する主な動き(総論)	233
1. 1. 地球温暖化対策に関する国際面の主な動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	233
1. 2. 地球温暖化対策に関する国内面の主な動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	233
1. 3. 廃棄物・リサイクル対策に関する主な動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	233
1. 4. 産業公害対策に関する主な動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	233
1. 5. 環境配慮型産業の振興施策に関する主な動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	233
2. 地球温暖化対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	234
2. 1. 地球温暖化防止のための国際交渉(国連気候変動枠組条約締約国会議(C	OP)) · · 234
2. 2. Innovation for Cool Earth Forumの開催	234
2. 3. 二国間クレジット制度の具体化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	234
2. 4. 長期温暖化対策プラットフォームの構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	235
2. 5. 低炭素社会実行計画(自主行動計画)の評価・検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	235
2. 6. Jークレジット制度の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	235
2. 7. 二酸化炭素回収・貯留(CCS)技術に関する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	235
3. 廃棄物・リサイクル対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	237
3. 1. 各種リサイクル法の施行状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	237
3. 2. レアメタルリサイクル対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	240
3. 3. アジア循環型経済社会圏構築に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	240
3. 4. 3 R政策普及啓発····································	240
4. 産業公害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	241
4. 1. 大気汚染防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	241
4. 2. 水質汚濁防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	241
4. 3. ポリ塩化ビフェニル(PCB)問題 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	242
4. 4. バーゼル条約関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	242
4. 5. 公害防止管理者制度 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	243
4. 6. 環境影響評価制度 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	243
4. 7. 税制、財政投融資による公害防止設備投資支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	244
5. 環境配慮型産業の振興施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	244
5. 1. 環境に配慮した企業経営の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	244
5.2.カーボンフットプリントを活用したカーボン・オフセット制度の推進 ‥‥	244
5.3.環境負荷可視化に係る国際動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	244

環境政策

- 1. 2017 年度の環境関連政策に関する主な動き(総論)
- 1. 1. 地球温暖化対策に関する国際面の主な動き

地球温暖化問題は世界全体で取り組むべき喫緊の課題である。

I P C C (Intergovernmental Panel on Climate Change: 気候変動に関する政府間パネル) の第 5 次評価報告書統合報告書 (2014年) は、 $1880\sim2012$ 年において世界平均地上気温が $0.85[0.65\sim1.06]$ C 上昇したこと、 $1901\sim2010$ 年において世界平均海面水位が 0.19 [0.17~0.21]m 上昇したこと、雪氷の広範囲にわたる融解等を明らかにし、気候システムの温暖化については疑う余地がないと結論付けた。

地球規模での対策を進めるためには、米国や中国を始め とした主要排出国の取組への参加が不可欠であり、全ての 国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みの構築を目指 して、国際交渉を進めていく必要がある。

こうした考え方の下、2015年12月にフランス・パリにて開催された第21回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)において、全ての国が参加する公平で実効的な2020年以降の法的枠組みの採択を目指した交渉が行われ、その成果として「パリ協定」が採択された。パリ協定は2016年11月に発効し、同協定発効後最初のCOPであるCOP23では、実施指針についての交渉が加速した。

1. 2. 地球温暖化対策に関する国内面の主な動き

我が国における 2016 年度の温室効果ガスの総排出量は、13 億 7500 万トン (CO。換算)であり、2015 年度総排出量比1.2%の減少、2005 年度比で 5.2%の減少と、3 年連続で減少した。2015 年度と比べて排出量が減少した要因としては、オゾン層破壊物質からの代替に伴い、冷媒分野においてハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)の排出量が増加した一方で、省エネ等によるエネルギー消費量の減少とともに、太陽光発電及び風力発電等の導入拡大や原子力発電の再稼働等によるエネルギーの国内供給量に占める非化石燃料の割合の増加等のため、エネルギー起源のCO。排出量が減少したことなどが挙げられる。

経済産業省においては、パリ協定を踏まえた 2030 年以 降の長期の温室効果ガス削減に向けて、経済成長と両立す る持続可能な地球温暖化対策の在り方についての方向性 をまとめるため、産学官からなる「長期温暖化対策プラットフォーム」を構築して論点整理を行い、2017 年4月に報告書をとりまとめた。

1. 3. 廃棄物・リサイクル対策に関する主な動き

近年、ごみ処分場の残余容量や資源の枯渇は、我が国のみならず世界的に大きく懸念される問題となっている。こうした中、良好な環境の維持と持続的な経済成長を両立させるために、循環型社会の構築を進め環境制約・資源制約を同時に克服する手段として、3R(Reduce, Reuse, Recycle)政策は今後ますます重要性が高まるものと考えられる。経済産業省では、2017年度、主に以下の政策を実施した。

- 1. 各種リサイクル法の適正な執行
- 2. レアメタルリサイクル対策
- 3. アジア循環型経済社会圏構築に向けた取組
- 4. 3 R政策の普及啓発

1. 4. 産業公害対策に関する主な動き

産業活動を原因とする公害については、高度経済成長の時代以来大幅な改善がなされてきたが、新製品や新技術の開発によって発生する新たな物質によって環境への影響が生じる場合等は、引き続き適切な対策を講じる必要がある。このため、経済と環境の両立を念頭に、現状における課題の解決や環境への負荷の未然防止の取組を行った。具体的には、1.事業者によるVOC排出の抑制のための取組のフォローアップ、2.「水銀に関する水俣条約」に係る対応、3.PCB廃棄物の期限内処理の徹底に向けた取組、4.「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」等の環境関連条約の着実な履行、5.公害防止管理者制度の普及啓発、6.公害防止設備に係る税制及び財政投融資の延長等を実施した。

1. 5. 環境配慮型産業の振興施策に関する主な動き

環境と産業の両立に向けて、積極的な環境情報の提供、 ステークホルダーとの交流・協調により、環境経営を推進 した。

また、カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム(CFPプログラム)又はMiLCAにより、製品の原材料調達から製造、使用、廃棄までのライフサイクル

全体又はその一部の温室効果ガス排出量を算定した事業者が、別途取得した同量のクレジットによる埋め合わせ (カーボン・オフセット)を行ったことを事務局が認証し、製品等への認証マークの使用を認める「カーボンフットプリントを活用したカーボン・オフセット制度」を実施した。

2. 地球温暖化対策

2.1. 地球温暖化防止のための国際交渉 (国連気候変動 枠組条約締約国会議 (COP))

2015年11月30日~12月13日に、フランス・パリにおいて、COP21、京都議定書第11回締約国会合(CMP11)等が行われた。

パリ協定においては、世界共通の長期目標として、平均 気温の上昇について、工業化以前よりも2℃を十分に下回 ることや、世界の平均気温の上昇を工業化以前よりも 1.5℃高い水準までのものに抑える努力を追求することへ の言及、主要排出国を含む全ての国が自国が決定する貢献 (Nationally Determined Contribution, 以下「NDC」 という。)を5年ごとに提出・更新すること、各国はND Cの目的を達成するため緩和に関する国内措置を遂行す ること、各国の次のNDCはその時点のNDCを超える前 進を示すこと、共通かつ柔軟な方法でその実施状況を報告 し、レビューを受けること、二国間クレジット制度(JC M) を含む市場メカニズムの活用、森林などの吸収源及び 貯蔵庫の保全・強化の重要性、途上国の森林減少・劣化か らの排出を抑制する仕組み等の実施と支援、適応の長期目 標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施、先進 国が引き続き資金を提供することと並んで途上国も自主 的に資金の提供を行うこと、イノベーションの重要性、5 年ごとに世界全体の進捗状況を把握する仕組み等が規定 された。

COP23 ではパリ協定の実施指針についての交渉が加速した。

2. 2. Innovation for Cool Earth Forum の開催

地球温暖化問題を解決する鍵は「イノベーション」であるという認識のもと、安倍総理の提唱により、地球温暖化問題解決に資するイノベーションを促進するため、世界の産学官のリーダーが議論するための知のプラットフォームとして、政府は「Innovation for Cool Earth Forum(I

CEF、アイセフ)」を 2014 年から毎年東京で開催してい

第4回のICEF 年次総会が、2017年10月4日~5日に開催され、約80か国から約1,000名超が参加した。本会合では、「人間の活動によるCO2のネット・ゼロ・エミッション達成に向けたイノベーションの深化」をテーマとし、世界に向けて発信する提言としてICEF2017ステートメントが発表された。本ステートメントでは、長期的にこの「CO2ネット・ゼロ・エミッション」を達成することが必要不可欠な究極的目標であることが再確認され、さらなる技術革新とその普及を加速するため、グローバルコミュニティに向けた提言が盛り込まれている。また、「CARBON DIOXIDE UTILIZATION(CO2U)-ICEF Roadmap 2.0」及び「ENERGY STORAGE ROADMAP -TECHNOLOGY AND INSTITUTION-」のロードマップについて議論が行われ、本会合での議論を反映したロードマップがCOP23のサイドイベントで発表された。

2. 3. 二国間クレジット制度の具体化

我が国は、優れた低炭素技術・製品等の普及による海外における温室効果ガス排出削減への貢献を促進させるための取組として、二国間等の枠組みを通じ、我が国の有する低炭素技術・製品の普及による海外における温室効果ガス排出削減への貢献を適切に評価する「二国間クレジット制度(JCM: Joint Crediting Mechanism)」の構築を推進している。

2017年度は、COP23において、JCMの二国間文書に署名した17か国が一堂に会する「JCMパートナー国会合」を開催し、JCMプロジェクトの進捗を歓迎するとともに、JCMを通じた優れた低炭素技術の普及により、温室効果ガスの排出削減を実現していく意図を確認した。

図 JCMパートナー国会合の様子



さらに、プロジェクトの案件発掘及び組成のための調査事業(5件、4か国)を実施した。また、優れた低炭素技術・製品等の導入による温室効果ガス排出削減効果の測定・報告・検証等を行う実証事業(8件、4か国)を実施した(2017年度予算:13億円)。

2. 4. 長期温暖化対策プラットフォームの構築

経済産業省において、2030 年以降の長期の温室効果ガス削減に向けて、経済成長と両立する持続可能な地球温暖化対策の観点から論点整理を行うため、産学官からなる「長期温暖化対策プラットフォーム」を構築し、2017 年4月に報告書をとりまとめた。

報告書では、今後我が国が定める長期的な低排出型の発展に向けての戦略は、「国際貢献」「グローバル・バリューチェーン」「イノベーション」で我が国全体の排出量を超える地球全体の排出削減(カーボンニュートラル)に貢献する「地球温暖化対策における3本の矢」を基礎とした、地球儀を俯瞰した温暖化対策を核として構成すべきであるという方向性が示された。

2.5.低炭素社会実行計画(自主行動計画)の評価・検 証

産業界においては、1997年に日本経済団体連合会(経 団連) が環境自主行動計画を策定して以降、各業界団体は 自主的に地球温暖化対策に取り組んできた。自主行動計画 に続く新たな計画として、2013年1月に「経団連低炭素 社会実行計画 (フェーズ1)」、2015年4月に「2030年に 向けた経団連低炭素社会実行計画(フェーズ2)-産業界 のさらなる挑戦-」が経団連から発表され、1. 国内の事 業活動における 2020 年、2030 年の削減目標の設定、2. 消費者・顧客を含めた主体間の連携の強化、3. 国際貢献 の推進、4. 革新的技術の開発、に取り組むことで、産業 界は地球規模での排出削減に一層の貢献を果たしている。 経団連に加盟していない業種も含め、これまでに115業種 (産業部門:54業種、業務その他部門:41業種、運輸部門: 17業種、エネルギー転換部門:3業種)が温室効果ガス排 出削減計画(以下、これら各業種の計画を「低炭素社会実 行計画」という。) を策定し、産業・エネルギー転換部門 の排出量の約8割、全部門の約5割をカバーするに至って いる。政府としては、低炭素社会実行計画の透明性・信頼 性・目標達成の蓋然性が向上するよう、関係審議会等での 定期的なフォローアップを行うこととしている。

2016 年度実績に基づく 2017 年度の評価・検証は、審議の活性化を図るため、事前の書面質疑応答等のフォローアッププロセスを行った上で実施した。各業種の 2020 年目標、2030 年目標に対する 2016 年度実績の進捗状況については、2017 年 12 月~2018 年 2 月にかけてフォローアップ審議会を開催し、経済産業省所管 41 業種全てで、目標達成に向け取組が前進していることを確認した。また、他部門での貢献は 38 業種、海外での削減貢献は 23 業種、革新的技術は 25 業種が取組の進捗を報告し、業界や部門の枠組みを超え、国内外での排出削減に貢献していることを確認した。

さらに、電力業界においては、2016 年2月に発足した電気事業低炭素社会協議会の取組について、2017 年12月12 日に審議会(産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会資源・エネルギーワーキンググループ)においてフォローアップを行い、引き続き実効性・透明性の向上と、掲げた目標の達成に真摯に取り組むことを促した。

2. 6. Jークレジット制度の推進

中小企業等の省エネ設備の稼働や再エネの自家消費等による温室効果ガス排出削減量や適切な森林管理による温室効果ガス吸収量をクレジットとして認証し、カーボン・オフセット、地球温暖化対策推進法の調整後CO₂排出量の報告や低炭素社会実行計画の目標達成等に活用するJークレジット制度を運営した(経済産業省・環境省・農林水産省により運営)。また、投資家向けに企業の環境情報を提供する事を目的とした国際的非営利団体 CDP の質問書に対し、再エネ由来 Jークレジットが利用できるようになった。

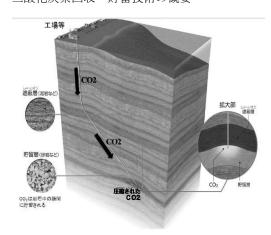
2017 年度は、3回の運営委員会と 5回の認証委員会を開催し、9件の方法論を改定するとともに、41件のプロジェクトを承認し登録し、119件、101万 tCO_2 のJークレジットを認証した。

2. 7. 二酸化炭素回収・貯留(CCS)技術に関する取組

二酸化炭素回収・貯留 (CCS: Carbon dioxide Capture and Storage) 技術とは、化学プラント・製油所・発電所

等から排出されるガスからCO。を分離・回収し、地中に長期隔離することにより、大気中へのCO。放出を低減し、地球温暖化を防止する技術である。CCSは地球温暖化対策の重要な選択肢の一つとして、世界各国で実用化に向けた取組が活発化しているところであり、我が国もCCS実用化に向けた取組を加速している。具体的には国内でのCCS大規模実証、安全性評価に係る技術開発やコスト削減のための技術開発等の取組を実施した。

図 二酸化炭素回収・貯留技術の概要



(1) 二酸化炭素削減技術実証試験

北海道苫小牧市において、製油所から排出されるガスからCO2を分離・回収し、地中(地下 1000m程度)へ貯留するCCS実証試験を実施している。2012年度からの4年間は、CCS実証試験の準備期間として、CO2分離・回収設備の設計・調達・建設、CO2を地中に圧入・貯留するための坑井の掘削等を実施しており、2016年度から、実際にCO2の回収・貯留を開始した。

図 苫小牧 CCS 実証事業



(2) 安全性評価技術の高度化に資する研究開発

CCSの実用化に当たっては、その安全性を適切に評価しつつ進めることが重要であることから、国内外で実施されている実証・実用化事業と相互に連携しながら、CCS実施における安全性評価に必要な基盤技術や手法の開発、社会的信頼の醸成を重点的に実施している。具体的には、CCSの安全性評価に関する基盤技術を確立させるため、日米共同研究なども活用し、常時観測モニタリング手法の開発や、CO2の長期挙動シミュレーション手法の高度化などに取り組んだ。

(3) 二酸化炭素回収技術の高度化に資する研究開発

CCS技術の実用化に当たっては実施に要するコストの大部分を占めるCO2の分離・回収に係るコストの低減が課題となっている。

このため、CO₂分離・回収コストの大幅な低減に向けて、高効率な回収が可能なアミン吸収材を固体に担持した新規の固体吸収材の開発や、石炭ガス化発電等で発生する比較的高い圧力を有するガスからCO₂を効率的に分離できる膜技術の開発等を実施した。

(4)二酸化炭素貯留適地調査

平成17年度二酸化炭素地中貯留技術研究開発成果報告書(公益財団法人地球環境産業技術研究機構)によると、国内には合計で1,450億トン以上のCO2貯留ポテンシャルがあると試算されているが、これは限られた基礎データに基づく推定であり、地質の不均質性を考慮すると、個々の候補地点の貯留ポテンシャルには大きな不確実性がある。

このため、国内の海域における有望なCO2 貯留可能地 点を特定することを目的に、大きな貯留ポテンシャルを有 すると期待される地点を対象として、地質調査等を進めて いる。2016 年度においては、2次元および3次元弾性波 探査や既存データの解析等を実施し、今後のより詳細な地 質調査に向けた計画を策定した。

(5) 地球環境国際研究推進事業

地球温暖化問題の解決に向け、諸外国の先進的研究開発 との連携や、途上国での技術の普及・人材育成などを実施 している。具体的には、今後 100 年にわたる世界の経済社 会の持続的発展を目指し、次期 I P C C で議論される温室 効果ガス排出シナリオ及びその実現のための方策を提示するための分析や、気候変動技術イニシアティブ (Climate Technology Initiative: C T I) 等の国際的な枠組を活用した諸外国との協力・発展途上国への技術移転等に係る取組を実施した。

3. 廃棄物・リサイクル対策

3. 1. 各種リサイクル法の施行状況

(1) 資源有効利用促進法(資源の有効な利用の促進に関する法律)

資源有効利用促進法は、10業種、69品目に対して「廃棄物の発生抑制(リデュース)」「再使用(リユース)」「再 生利用(リサイクル)」の3Rの取組を求め、資源生産性の向上や最終処分量の低減等を図るものである。とくに、特定再利用業種のうち、紙製造業(古紙利用率)・ガラス容器製造業(カレット利用率)、再資源化製品であるパソコン・密閉型蓄電池(再資源化率)については、法定目標を定めており、当該目標に対して適切な実施状況であった。 <達成状況> ※下記()内は法定目標

○特定再利用業種

2017 年度の紙製造業における古紙利用率は、64% (平成 32 年度までに 65%)、2016 年度のガラス容器製造業におけるカレット利用率は、75% (平成 32 年度までに 75%) であった。

○指定再資源化製品

2017 年度の密閉形蓄電の再資源化率は、ニカド電池72% (60%)、ニッケル水素電池77% (55%)、リチウムイオン電池52% (30%)、小形シール蓄電池51% (50%)、パソコンの再資源化率は、デスクトップ型パソコン本体78% (50%)、ノートブック型パソコン62% (20%)、ブラウン管式表示装置69% (55%)、液晶式表示装置77% (55%)であった。

(2)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)

(ア) 概要

容器包装リサイクル法(以下、「法」という。)は、家庭 ごみの中で大きな割合を占めている(容積比で約6割、重 量比で約2~3割)容器包装廃棄物を対象として、消費者 による分別排出、市町村による分別収集(選別保管を含む、 以下同じ)、事業者による再商品化という関係者の適切な 役割分担の下でリサイクルを推進する制度である。

この制度の下、市町村は、一般廃棄物の処理について統括的な責任(廃棄物処理及び清掃に関する法律第6条の2)を有する中、容器包装リサイクル制度へ参加する場合には、分別収集計画を定め、分別収集の義務を負う(法第10条第1項)。

次に、分別収集を行う市町村の住民たる消費者は、分別 排出の義務を負う(法第10条第3項)。

そして、特定事業者は、再商品化義務を負う(法第 11 条第1項、法第 12 条第1項、法第 13 条第1項)。製品の容器包装の選択・決定をする者が再商品化義務を負うことにより、再商品化費用は内部化される。

(イ)制度の見直し

法附則第4条に基づき、2013 年9月から、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会合同会合において制度見直しの検討を進め、2016 年5月に「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」が取りまとめられた。

報告書では、一定の成果を上げている本制度の強靱性や 持続性を高めていくためには、より一層、社会全体のコスト低減を目指した効率化を図ることが必要であり、また、 各々の課題は複合的に関連していることから、個別の対策 だけでは十分な効果が得られない側面があるため、複合的 に関連する課題を総合的にとらえて対策を講じることが 重要であるとして、循環を経済性の観点から自律的に生じ させるための各施策がまとめられた。

(ウ)法に基づく市町村による分別収集、指定法人による 再商品化の実績(直近の 2017 年度実績)

法に基づき市町村により分別収集され、指定法人に引き渡される容器包装廃棄物の量は、約122万トン、再商品化製品の販売量は、約94万トンとなっている。

特定事業者から指定法人への再商品化委託申込総額は約383億円となり、そのうち、プラスチック製容器包装が約356億円であり、大部分を占めている。紙製容器包装とPETボトルは有償落札となり、有償落札分は指定法人を通じて市町村へ支払われている。

一般廃棄物(容器包装廃棄物以外も含む)の総排出量(2016年度実績)は4,317万トンとなり、法制定時(1995年、5,222万トン)から約17%減少している。1日1人当たりのごみ排出量は925gとなり、法制定時(1995年、1,138g)から約19%減少している。一般廃棄物の最終処分場の残余年数は20.5年となり、法施行前(1990年、7.6年)と比較して延命化が図られている。

(3) 家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法)

(ア) 家電4品目の施行状況

家電4品目(エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶・プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)のリサイクルについては、2001年4月から施行された「家電リサイクル法」に基づき、小売業者による排出者(消費者)からの引取り及び指定引取場所への収集運搬、製造業者等による指定引取場所における引取り及びリサイクル施設における再商品化等が行われている。

(イ) 2014年10月の報告書を踏まえた取組

経済産業省及び環境省は、産業構造審議会産業技術環境 分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイ クルワーキンググループと中央環境審議会循環型社会部 会家電リサイクル制度評価検討小委員会の合同会合が取 りまとめた 2014 年 10 月の報告書を踏まえ、所要の取組を 進めている。現在は、回収率向上に向けて定めた「特定家 庭用機器廃棄物回収率目標達成アクションプラン」に沿っ て、関係主体において、排出者(消費者)による適正排出 の促進、違法業者・違法行為の対策・指導等などを進めて いるところである。

2017年12月の産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループと中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会の合同会においては、回収率や回収台数の実績のほか、こうした取組の状況などを報告した。

(ウ) 引取りの状況

2017年度(2017年4月~2018年3月)に、全国の指定 引取場所で引き取った廃家電4品目は、合計約1,189万台 (前年度比6.1%増)である。

(エ) 家電リサイクルプラントの状況

2017 年度家電リサイクルプラントに搬入された廃家電

は、リサイクル処理によって鉄、銅、アルミニウム、ガラス、プラスチック等が有価物として回収され、全社において法定基準を上回る再商品化率が達成された。全体では、エアコン 92% (法定基準 80%)、ブラウン管式テレビで73%(同55%)、液晶・プラズマテレビ式で88%(同74%)、冷蔵庫・冷凍庫で80%(同70%)、洗濯機・衣類乾燥機で90%(同82%)と、法定基準を上回る再商品化率が達成された。

また、エアコンの冷媒フロン類は約1,835トン、冷蔵庫・冷凍庫の冷媒フロン類は約183トン、洗濯機・衣類乾燥機の冷媒フロン類は約25トン、冷蔵庫・冷凍庫の断熱材フロン類は約280トンが回収、破壊された。

(オ) 小売業者に対する勧告

家電リサイクル法に基づく立入検査及び報告徴収の結果、家電リサイクル法上の小売業者1社において、排出者から引き取った特定家庭用機器廃棄物の一部(合計 906台)が、製造業者等以外の者(いわゆる「不用品回収業者」)に引き渡されていたことが判明したことから、2017年10月31日、経済産業省及び環境省は、当該小売業者に対して、家電リサイクル法第16条第1項に基づき、排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取ったときは、製造業者等に当該特定家庭用機器廃棄物を引き渡すべき旨の勧告等を行った。

(4)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)

(ア) 再生利用等実施率目標

食品廃棄物等の発生抑制や減量化を計画的に推進する ため、基本方針を策定し、食品循環資源の再生利用等の実 施目標を業種別に定めている。

目標は以下のとおり。

食品製造業:95%(95%)

食品卸売業:70%(60%)

食品小売業:55%(47%)

外食産業:50%(23%)

※() 内は2015年度統計実績。

(イ) 省令等の改正及び新たな基本方針の策定

2015 年3月に農林水産省食料・農業・農村政策審議会から農林水産大臣に、同年4月に環境省中央環境審議会か

ら環境大臣になされた答申を踏まえ、2015 年7月に改正 省令や新たな基本方針等が公布された。

改正省令等においては、再生利用手法の優先順位を1. 飼料化、2. 肥料化、3. メタン化等の飼料化・肥料化以 外の再生利用とすること等が規定されるとともに、再生利 用等実施利用率の引き上げや新たに5業種についての発 生抑制の目標値が盛り込まれた。

(ウ) 再生利用等促進のための制度執行状況

再生利用事業計画登録認定件数は、2017年3月末現在で52件。

(5)使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)

(ア) 概要

使用済自動車は、有用金属・部品を含み資源として価値 が高いものであるため、従来から解体業者や破砕業者にお いてリサイクル・処理が行われてきた。

他方、産業廃棄物最終処分場の逼迫により使用済自動車 から生じるシュレッダーダストを低減する必要性が高まっていた。また、最終処分費の高騰、鉄スクラップ価格の 不安定な変動により、従来のリサイクルシステムは機能不 全に陥りつつあり、不法投棄や不適正処理の懸念も生じて いる状況であった。

このため、市況に左右されない安定した自動車リサイクルシステムの構築が求められ、自動車製造業者等を中心とした関係者の役割と責任を明確にした新たな仕組みを構築した。

(イ) 施行状況

2017年9月19日に開催された産業構造審議会自動車リサイクルワーキンググループ・中央環境審議会自動車リサイクル専門委員会第45回合同会議において、2016年度の自動車リサイクル法施行状況が報告され、有識者による評価が行われた。リサイクル率の達成状況、リサイクル料金の預託状況、不法投棄・不適正保管の状況については以下のとおり。

(A) リサイクル率の達成状況

シュレッダーダスト (ASR) とエアバッグ類のリサイクルを推進するため、自動車リサイクル法では、法施行時から段階的に高めていく形で、事業者が達成すべきリサイクル率の基準を定めている。

2016 年度は、シュレッダーダスト (ASR) とエア バッグ類それぞれについて、基準を大きく上回るリサ イクル率を達成した。

	基準	実績
ASR	50(2010年度~)	97.3~98.4
ASK	70(2015 年度~)	91.3~98.4
エアバッグ	85	93~94

(B) リサイクル料金の預託状況 (2017年3月累計)

これまで、リサイクル料金は大きな混乱なく順調に 預託されている。2016 年度の預託台数及び預託金額は それぞれ以下のとおり。(数字は四捨五入しており、「新 車登録時」と「引取時」を合わせた値が「合計」に一 致しない場合がある。)

	新車登録時	引取時	合計
台数(万台)	508	6	514
金額(億円)	532	3	535

また、2017 年 3 月末の累計預託台数及び預託金額残 高は、それぞれ以下のとおり。

累計台数(万台)	預託残高(億円)
7, 944	8, 533

(C) 不法投棄・不適正保管の状況

全国の都道府県等による調査によれば、不法投棄・ 不適正保管の車両は以下のとおり着実に減少している。

2004年9月(施行前):約22万台

2017年3月末:約4千8百台

これは、1.自動車リサイクル法の施行に伴い、使用 済自動車はすべて廃棄物とみなされるようになったため、行政側の指導が容易になったこと、2.離島対策等 推進事業が順調に進捗したこと、が主な要因と考えられる。

(ウ) 自動車リサイクル制度の評価・検討

「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」(2010年1月)では、「自動車リサイクル制度は、こうした状況変化に遅滞なく柔軟に対応し、中長期的に適切に機能するものである必要があり、そのためには、今後とも定期的にフォローアップを行うとともに、今回の検討から5年以内を目途に、改めて制度の在り方について

検討を行うことが適当である。」とされている。これを受けて、2014年8月から2015年9月までの間、計12回にわたって合同会議を集中開催し、「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」を取りまとめた。

第 45 回合同会議においては、本報告書に基づく各主体 の取組状況について報告を行った。

(6)使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)

(ア) 概要

2013 年4月に施行された「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」は、使用済小型電子機器等(小型家電)の再資源化に係る事業計画について国の認定を受けた事業者(以下、「認定事業者」という。)がその回収・処理を行う際、本来自治体ごとに必要な廃棄物処理法の許可を不要とし、広域で事業を行いやすくすることで、まとまった回収量を確保し、効率的にリサイクルできるようにすることを目的とした促進型の制度である。本法で対象とする小型家電は、一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能であって、再資源化が特に必要なものと定めている。

(イ) 施行状況

同法に基づき、2018年3月までに52者の再資源化事業計画の認定がなされるとともに、2016年度においては、約6万7千トンの小型家電が市町村及び認定事業者等により回収され、有用金属等が再資源化されている。

本法の基本方針において、回収量目標を年間 14 万トン (2018 年度まで) と定める一方、市町村による回収に加え、認定事業者が自ら又は他の事業者との連携による回収などで創意工夫ある取組も現れてきている。こうした中で、2017 年 12 月 22 日に産業構造審議会小型家電リサイクルワーキンググループと中央環境審議会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会との合同会合を開催し、小型家電リサイクル制度の施行状況や制度推進に向けた取組について議論を行った。

3. 2. レアメタルリサイクル対策

レアメタルは自動車やIT製品等の製造に必要不可欠な素材であり、我が国の産業競争力を有する様々な先端デ

バイス・製品に用いられている。

今後、これら製品の市場が拡大するにつれて、レアメタルを含む使用済製品の排出量が増加することが見込まれ、リサイクルにより、使用済製品に含まれるレアメタル回収による資源確保を着実に進めていくことが必要である。

このため、産業構造審議会と中央環境審議会の合同会合において取りまとめた「中間取りまとめ」(2012 年9月)では、レアメタルを含む使用済製品の排出が本格化してくる 2010 年代後半までに、「使用済製品からのレアメタル回収量の確保」、「リサイクルの効率性の向上」などの観点から対応策を講じることにより、レアメタルリサイクルが経済的に成り立つ状況を目指していくとされた。

この方針に沿って、「製錬副産物からのレアメタル回収技術開発」においては、国内の非鉄金属製錬から発生するスラグや煙灰等の副産物からブレーキ材や難燃材として利用されるアンチモンを効率的に回収するための技術開発を実施した。

3. 3. アジア循環型経済社会圏構築に向けた取組

我が国企業のリサイクルに関する技術やオペレーションノウハウを活用し、海外でのビジネス展開を促進するため、実現可能性調査事業や実証事業を実施している。2016年度には次のような取組を実施した。

実現可能性調査事業については、インドにおけるポリエステルリサイクル及びタイ・マレーシアにおける使用済自動車リサイクルの事業実施可能性調査を実施した。

実証事業については、国立研究開発法人新エネルギー・ 産業技術総合開発機構(NEDO)交付金を活用し、バン グラデシュにおける廃電子機器リサイクル、ミャンマーに おける籾殻焼却灰リサイクルに関して、2017 年度の実証 事業に移行するためのFS(実行可能性)調査を実施した。

3. 4. 3 R政策普及啓発

循環型経済システムを構築するためには、国民、事業者、 自治体などがそれぞれの役割を果たしていくことが重要 であることから、各主体が取り組む3R活動への適切な情 報提供、インセンティブ付与などが求められる。

情報提供の取組として、3R政策ホームページを設置している。また、一般向けに法制度と3Rの動向を解説した「資源循環ハンドブック」を作成、配付したほか、3Rの

取組についてわかりやすく解説したパンフレットの配付 及びDVDの貸出を実施した。

また、「都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクト」に参加、省内に小型家電回収BOXを設置、関係団体にも積極的に呼びかけを行い平成30年3月27日から4月26日の期間で1,768kgの使用済み小型家電を収集した。

インセンティブ付与の取組として、2017 年 10 月の3 R 推進月間において、資源循環技術・システム表彰で経済産 業大臣賞(1件)及び経済産業省産業技術環境局長賞(1 件)を授与し、また、リデュース・リユース・リサイクル 推進功労者等表彰で内閣総理大臣賞(1件)及び経済産業 大臣賞(1件)等を授与した。

4. 産業公害対策

4. 1. 大気汚染防止対策

(1) 揮発性有機化合物 (VOC) 排出抑制制度

「大気汚染防止法」が 2004 年 5 月に改正され、法規制と自主的取組のベスト・ミックスによるVOC排出抑制制度が導入された。当時の中央環境審議会では、自主的取組として、2010 年度までにVOC排出量を 2000 年度比で 3 割程度削減することが目標とされ、産業構造審議会が協力することで、各産業界が自主行動計画を策定して取り組んだ。その結果、当初目標を大きく上回る削減量 (56%)を達成することができ、2012 年 12 月の中央環境審議会答申では、新たな削減目標は設定せず、従前のVOC排出抑制制度が継続されることとなった。

これを受け、2013年11月の産業構造審議会産業技術環境分科会産業環境対策小委員会において、事業者等による VOC排出抑制のための自主的な取組を継続し、同委員会において、毎年度フォローアップを実施することとなった。

2018 年 3 月に開催された同委員会では、自主的取組参加 41 団体(約 21,600 社)による 2016 年度のVOC排出量は、2000 年度比約 6 割減の約 27 万トンであり、原料等の代替等により継続してVOCの排出が抑制されていることを確認するとともに、2017 年度から新たに自主的取組を開始した燃料小売業界の取組状況について、同業界より前倒しで前年度の実績について情報提供いただき、他の参加団体とともにフォローアップを実施した。

(2) 水銀に関する水俣条約(大気排出部分)

「水銀に関する水俣条約(水俣条約)」は、水銀が人の健康及び環境に及ぼすリスクを低減させるため、水銀に対して、産出、使用、環境への排出、廃棄等そのライフサイクル全般にわたって包括的な規制を行う初めての条約である。2013年10月に本条約が採択されたことを受け、条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀等の排出の規制を追加する改正大気汚染防止法が2015年6月に公布され、改正施行令を同年11月、2016年9月に指定等を行う改正大防法施行令等、水銀排出施設の規模や、排出基準等を定めた改正大防法施行規則が公布された。一連の関係法令は、本条約が2017年8月に発効されたことを受け、2018年4月1日に施行された。

同改正法にて要排出抑制施設の設置者へ求められる自主的取組については、産業構造審議会産業技術環境分科会産業環境対策小委員会において今後フォローアップすることされている。なお、2018年3月に開催された同委員会において、一般社団法人日本鉄鋼連盟、普通鋼電炉工業会、一般社団法人日本鋳鍛鋼会の3団体より、2018年4月より実施される要排出抑制施設における自主的取組について報告がなされ審議を受けた。

水俣条約締約国が参考にすることとなる「利用可能な最良の技術(BAT)/環境のための最良の慣行(BEP)ガイダンス(Guidance)」については、2015年9月にストックホルムで技術専門家会合が開催されて、素案作成作業が進められ、2016年3月の政府間交渉委員会(INC7)において、暫定版が採択され、2017年9月の第1回締約国会議(COP1)にて正式に採択された。

4. 2. 水質汚濁防止対策

「水質汚濁防止法」に基づく、有害物質に規定されている、ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等の項目については 2001年に、1,4-ジオキサンについては 2012年に、一律排水基準が設定されたが、その一律排水基準が設定されている。経済産業省に対しては、暫定排水基準が設定されている。経済産業省では、暫定排水基準の適用を受けている経済産業省所管の業種(ほうろう鉄器製造業、うわ薬製造業、貴金属製造・再生業、電気めっき業、金属鉱業、酸化コバルト製造業、ジルコニウム化合物製造業、モリブデン化合物製造業、バナジウム化合物製造業、エチレンオキサイド製造業

及びエチレングリコール製造業)に対し、事業者の効果的な取組を促すことを目的として、一律排水基準の移行に向けた取組状況や排水処理技術に関するフォローアップを実施した。具体的には、排水処理技術検討会(工業分野検討会)を開催し、事業者が対象物質における排水基準の達成に向けた取組を説明、その取組に対し、委員である専門家から技術的アドバイスを行う事で、改善の促進を図った。また、効果的な取組の実施が難しい事業者については、現地を専門家が訪問し、実際の設備を確認した上でアドバイスを行った。

ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等の3項目については、2016年7月に見直しが行われ、現在11業種に暫定排水基準が適用されている。

4. 3. ポリ塩化ビフェニル (PCB) 問題

ポリ塩化ビフェニル(PCB: Poly Chlorinated Biphenyl)廃棄物の処理については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特措法)」に基づき、PCB廃棄物の保管状況等の届出、一定期間内(2027年3月末まで)の処分及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)による拠点的な広域処理施設の整備(北海道、東京、豊田、大阪、北九州の5事業所)等、処理体制の整備が進められ、PCB廃棄物の処理が実施されてきた。

2016 年8月、高濃度PCB廃棄物の一日も早い確実な 処理完了を達成するため、高濃度PCB使用製品の廃棄の 義務付け、報告徴収・立入検査権限の強化等を内容とする 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関す る特別措置法の一部を改正する法律」が施行された。

経済産業省としても、事業者によるPCB廃棄物の処理 促進を図ること、北九州事業所における、変圧器・コンデンサーの処分期間が2018年3月末に到来することより、 2017年は環境省と共に北九州事業所管轄の全県含む全国 30箇所で説明会を実施した。

微量PCB廃棄物の処理については、リスクに応じた処理の仕組みの検討が求められており、2014年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」にも位置づけられている。このため、経済産業省と環境省は、2014年から微量PCB廃棄物等の適正処理に関する研究会を開催している。具体的な検討は、同研究会の下に設置された課電自然循環洗

浄法検討WGと新たな処理方策検討WGにおいて進めており、2016年3月には「微量PCB含有電気機器課電循環洗浄実施手順書」を改正し、「部分洗浄」を認め、課電自然循環洗浄法についてのより一層の利用拡大を図った。なお、2017年も引き続き、説明会を通じた課電自然循環洗浄法の普及を行った。加えて、課電自然循環洗浄法WGを1回、新たな処理方策検討WGを1回開催し、引き続き技術的検討を行った。

4. 4. バーゼル条約関連

廃鉛蓄電池などの特定有害廃棄物等に該当する貨物を輸出入する際には、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)」の規定を踏まえ、外国為替及び外国貿易法に基づく経済産業大臣の承認等が必要となる。バーゼル法を円滑に執行するため、経済産業省と環境省は、事業者が輸出入しようと考えている貨物がバーゼル法に規定する特定有害廃棄物等に該当するか否かについて、事前相談を行っている。

なお、2017 年における特定有害廃棄物等の輸出の状況は、件数は1,203 件、総量は249,006 トン、品目は主に、鉛スクラップ(鉛蓄電池)、石炭灰、硫酸鉛、鉛灰であり、金属回収等を目的とするものだった(参照:図1 特定有害廃棄物等の輸出実績)。また、2017 年における特定有害廃棄物等の輸入の状況は、件数は797 件、総量は20,363トン、品目は主に、電子部品スクラップ、電池スクラップ(ニッケルカドミウム、ニッケル水素、リチウムイオン等)、金属含有スラッジであり、金属回収等を目的とするものだった(参照:図2 特定有害廃棄物等の輸入実績)。

また、平成4年のバーゼル法制定から25年以上が経過し、我が国を取り巻く国際的な資源循環の状況は制定当時と比べて大きく変化しており、特定有害廃棄物等が天然資源を代替する循環資源として、活発に越境移動が行われるようになったことにより、制定時に想定されなかった様々な問題が顕在化してきた。これを受けて、バーゼル条約等を的確に実施しつつ、顕在化してきた課題に対応するために、規制の在り方を検討する必要があることから、経済産業省は産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会に有害廃棄物等越境移動ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を平成28年10月に設置し、環境省の中央環境審議会循環型社会部会に設置した特定有害廃

乗物等の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会との合同会議を合計4回開催し、報告書をとりまとめた。本報告書に基づき、平成29年3月にバーゼル法改正案の閣議決定を行い、第193回通常国会で特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律が成立した。

図1 特定有害廃棄物等の輸出実績

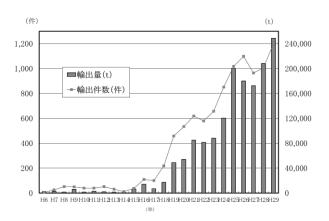
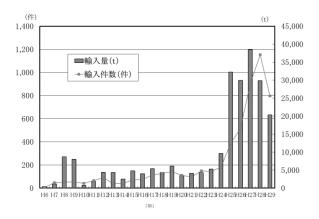


図2 特定有害廃棄物等の輸入実績



4. 5. 公害防止管理者制度

公害防止管理者制度は、産業公害の未然防止を図るため、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、特定の公害発生施設を設置する工場の事業者に対し、施設の区分ごとに公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者及びこれらの代理者の選任を義務づけるものである。

公害はひとたび発生すれば企業の存続危機のみならず、 地域の生活環境を破壊するなどの事態を引き起こしかね ないものであるため、企業が公害防止管理に常に高い意識 をもって取り組むよう、常に啓発していくことが重要であ る。2016年度は、「企業における公害防止管理への取組に 関する事例調査」を通して、主に中小企業における公害防 止管理への取組に関する事例を文献等やヒアリングによって調査・収集し、その結果を「事例集」としてまとめ、これを活用したセミナーを全国8か所にて実施するなどして、公害防止に係る啓発活動を実施した。

2017 年度は、2016 年度の調査で明らかになった課題等を踏まえつつ、公害防止管理者制度の意義や公害防止管理者の組織における役割等についての理解を深めることに重点を置いた調査を実施し、その調査結果を広報資料にとりまとめ、インターネットでの公表やセミナーの開催を通して普及啓発を行った。

また、公害防止主任管理者、公害防止管理者及びその代理者については、国家試験の合格又は資格認定講習の修了による資格取得者であることを選任の要件としている。少子化などの影響もあり、近年は国家試験の受験申込者が減少傾向となっており、2017年度においては、27,797名と2016年度から381名減少した。2017年度の公害防止管理者国家資格の取得者数は、8,199名であり、国家試験及び資格認定講習の内訳は、以下のとおり。

国家試験

受験申込者:27,797名

合格者数:6,024名

資格認定講習

受講者数:3,139名 修了者数:2,175名

4. 6. 環境影響評価制度

環境影響評価法は、一定規模以上の道路、飛行場、発電 所等13事業を対象に、あらかじめ環境影響評価(環境ア セスメント)を行うことを義務づけている。

近年の取組としては、2012年11月の経済産業省と環境省による「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議」中間報告を踏まえ、発電所に関する環境アセスメントの審査期間の短縮に取り組んでいる。2016年度は、国と自治体の審査を同時並行で進めること等により実質的な審査期間を確保した上で、火力発電所は、方法書の審査において、知事意見の提出からは平均14日(実績9件、従来30日程度)、準備書の審査において、平均59日(実績6件、従来90日程度)で経済産業大臣の勧告を行い、評価書の審査においては、評価書の届出から、平均9日(実績6件、従来30日)で経済産業大臣の確定通

知を行った。

また、2013 年4月の経済産業省及び環境省による「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議」において、1.新電力を含む電力業界全体のCO2排出管理により対応することを基本とし、電力業界にそのための取組を促すこと、2.環境アセスでは、建設中の最新技術の採用の可能性も検討した上で、商用運転を開始している最新鋭の発電技術以上の技術を採用することを求めること等が合意された。また、2015 年7月には、本合意を踏まえた電力業界の自主的取組が公表された。

これらの動きを受け、火力発電所の環境アセスメント手 続きが進められ、本合意以降 2016 年度末までに、計画段 階環境配慮書審査手続完了が 23 件、準備書審査手続完了 が 13 件、アセス審査手続完了が 12 件となっている。

さらに、2016 年 2 月、環境大臣及び経済産業大臣は、電力業界の自主的枠組みの実効性を確保するための仕組みとして、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)」や「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年法律第72号)」等の政策的な対応措置の導入について合意した。

4. 7. 税制、財政投融資による公害防止設備投資支援

事業者の公害防止対策に対する取組を支援し、環境対策 の推進及び良好な生活環境の保全を図るために、企業の公 害防止設備投資について、税制及び財政投融資による支援 措置を実施している。

税制については、公害防止設備に係る固定資産税の課税標準特例制度について、地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)により、特例率1/2 を参酌して1/3~2/3の範囲内において市町村の条例で定める割合とした上で、2018年度から2年間の期限で税率の軽減措置を延長した。

財政投融資については、株式会社日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」において、ばい煙や汚水・廃液等の対策を行う公害防止施設、アスベスト除去工事、建設機械等を取得するために必要な設備資金や運転資金等に対する融資を実施している。2017年度については、PCB廃棄物の処分に必要な運転資金を融資制度の対象に追加するとともに、適用期限の1年間の延長を行った。

5. 環境配慮型産業の振興施策

5. 1. 環境に配慮した企業経営の推進

企業が発行した環境報告書をデータベース化した「環境報告書プラザ」において、利用状況やニーズ、環境情報の公表に関する意識調査を行うとともに、約800の企業・団体の報告書を掲載・提供するウェブサイトとして、更なる利用上の充実を図った。

5. 2. カーボンフットプリントを活用したカーボン・オフセット制度の推進

カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム (CFPプログラム) 又はMiLCAにより、製品の原材料調達から製造、使用、廃棄までのライフサイクル全体又はその一部の温暖化ガス排出量を算定した事業者が、別途取得した同量のクレジットによる埋め合わせ(カーボン・オフセット)を行ったことを事務局が認証し、製品等への認証マークの使用を認める「カーボンフットプリントを活用したカーボン・オフセット制度」を実施した。2016年度においては、9事業者60製品・サービスの参加を得た。

5. 3. 環境負荷可視化に係る国際動向

ライフサイクルアセスメント(LCA)を活用した環境 負荷の「見える化」に関する国際動向の活発化を受け、我 が国産業界等へ海外動向の情報提供を行った。具体的には、 「ライフサイクル思考に基づく持続可能な開発の推進と、 グローバルLCAデータアクセスネットワークが果たす 役割」のワークショップを開催し、「LCAを活用した環 境負荷可視化に係る最新の国際動向ー環境フットプリン トと新たなLCAデータベース国際協調の枠組(GLAD) ー」のワークショップ開催を支援した。また、我が国産業 の先進性が適切に評価される枠組み作りの促進に向け、産 官学で意見交換を実施した。